

(指定届出受理機関に係る変更の届出)

第十五条の三 指定届出受理機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生省令で定める事項を記載した届出書を当該指定

を行つた都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第十六条の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条中「に委任する」を「が行う」に改める。

第十八条中「並びに指定試験機関及びその行う試験事務」を「調理師養成施設に関して必要な事項、指定試験機関及びその行う試験事務に関する必要な事項並びに指定届出受理機関」に改め、同条を第十九条とし、第十七条の次に第一条を加える。

(事務の区分)

第十八条 第一条の二、第一条の三第二項、第一条の四、第一条の五及び第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条

第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第四十条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

四十五年(第三十九条)を「(第三十九条—第四十一条)」に改める。

第六条 (法第十二条に規定する政令で定める場合)

第六条 法第十二条に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第四十三条第一項の規定により法第四十二条第一項に規定する一部負担金の割合を減じようとする場合

二 法第五十八条の規定により保険給付の種類及び内容を定め、又は変更しようとする場合

三 法第八十一条の規定により保険料の料率を定め、又は変更しようとする場合

二十八条の四中「及び第四十三条ノ七第一項」を削る。

第二十八条の五第一項を次のように改める。

二 法第五十二条第六項の規定により健康保険法第四十三条ノ二の規定を準用する場合においては、同条中「健康保険ノ診療」とあるのは「国民健康保険ノ診療」と、「医師若ハ歯科医師又ハ保険薬局ニ於テ健康保険ノ調剤」従事スル薬剤師」とあり、及び「医師若ハ歯科医師又ハ保険薬剤師」に就き、同条中「医師又ハ歯科医師ト称ス」とあるのは「医師又ハ歯科医師」と読み替えるものとする。

二十八条の五第二項の表第四十条第一項の項の次に次のように加える。

第四十一条第一項	保険医療機関等	保険医療機関等
療養の給付	特定承認保険医療機関	入院時食事療養費に係る療養
保険医及び保険薬剤師	特定承認保険医療機関	保険医
診療	診療	診療
第三十九条	第三十九条	第三十九条

3 法第五十三条第八項の規定により健康保険法第四十三条ノ二の規定を準用する場合においては、同条中「健康保険」とあるのは「国民健康保険」と読み替えるものとする。

二十八条の六第四項の表第三十六条第三項の項中「第三十六条第三項」を「第三十六条第三項及び第四項」に改め、同表第三十六条第四項の項を削り、同表第四十条第一項の項中「第四十条第一項」を「第四十条第一項及び第四十一条第一項」に改め、同表第四十五条第八項の項の次に次の

第四十五条の二第五項	保険医療機関等	保険医療機関
療養の給付	入院時食事療養費に係る療養	保険医療機関
保険医若しくは保険薬剤師	特定承認保険医療機関	保険医
診療	診療	診療
第三十九条	第三十九条	第三十九条

第四十五条の二第五項	保険医療機関等	保険医療機関
療養の給付	特定承認保険医療機関	入院時食事療養費に係る療養
保険医及び保険薬剤師	特定承認保険医療機関	保険医
診療	診療	診療
第三十九条	第三十九条	第三十九条

二十八条の六第三項を次のように改める。

法第五十三条第八項の規定により健康保険法第四十三条ノ二の規定を準用する場合においては、同条中「健康保険」とあるのは「国民健康保険」と読み替えるものとする。





## (判定書の交付)

第一条 知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（以下「法」という。）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所をいう。以下この条において同じ。）の長は、当該知的障害者更生相談所が同条第二項第二号に規定する業務を行つた場合において、当該知的障害者若しくはその保護者又は機関の実施者若しくは福祉事務所（社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福社に関する事務所をいう。）の長から求めがあつたときその他必要があると認めたときは、知的障害者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付しなければならない。

第五条第一項中「処理し、又は指定都市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改め、同条第二項中「処理し、又は中核市の市長その他の機関若しくは職員が行う」を「処理する」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四十五条 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第二百二十号）の一部を次のように改定する。

第一条及び第三条中「命令」を「政令」に改める。

（薬事法施行令の一一部改正）

第四十六条 薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改定する。

第一条の二の二を第一条の二の三とし、第一条の二を第一条の二の二とし、第一条の次に次の二条を加える。

（取扱処方せん数の届出）

第一条の二 薬局の開設者は、厚生省令の定めるところにより、毎年三月三十一日までに、前年ににおける總取扱處方せん数（前年において取り扱つた眼科、耳鼻いんこう科及び歯科の処方せんの數にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方せんの数との合計数をいう。以下この条において同じ。）を薬局の所在地の都道府県知事を届け出なければならない。ただし、總取扱处方せん数が著しく少ない場合又はこれに準ずる場合として厚生省令で定める場合にあつては、この限りでない。

第一条の四の四の次に次の六条を加える。

（製造業の許可証の交付等）

第一条の四の二 厚生大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具（以下「医薬品等」という。）の製造業の許可をしたときは、厚生省令の定めるところにより、許可を申請した者に許可証を交付しなければならない。医薬品等の製造業の許可を更新したときは、同様とする。

2 第十五条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

（製造業の許可証の交付等）

第一条の四の五 医薬品等の製造業者は、法第七十五条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可の取消処分を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちにその製造所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に医薬品等の製造業の許可証を返納しなければならない。

2 第十五条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事を経由して、厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

（製造業の許可台帳）

第一条の四の六 厚生大臣は、法第十二条第二項及び第十八条第一項の規定による許可に関する台帳を備え、厚生省令の定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 第十五条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、同項中「厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

（医薬品等の承認台帳）

第一条の四の七 厚生大臣は、法第十四条第一項及び第六項の規定による承認に関する台帳を備え、厚生省令の定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 第十五条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が前項の承認を行うこととされている場合における同項の規定の適用については、同項中「厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第一条の五の二の次に次の二条を加える。

（外国製造承認取得者に関する変更の届出）

第一条の五の三 法第十九条の二の規定により承認を受けた者は、その氏名又は住所その他厚生省令により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「都道府県知事を経由して、厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、前項中「審査を勘査して別に政令で定める額の」とあるのは、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、条例で定めるところにより」とす。

## (製造業の許可証の再交付)

第一条の四の四 医薬品等の製造業者は、医薬品等の製造業の許可証を破り、汚し、又は失つたときは、その再交付を申請することができる。

2 前項の申請は、厚生省令の定めるところにより、製造所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に対して行わなければならない。この場合において、許可証を破り、又は汚した医薬品等の製造業者は、申請書にその許可証を添えなければならない。

3 第一項の申請をする場合には、実費を勘査して別に政令で定める額の手数料を納めなければならぬ。

4 医薬品等の製造業者は、医薬品等の製造業の許可証の再交付を受けた後、失つた許可証を発見したときは、直ちにその製造所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣にこれを返納しなければならない。

5 第十五条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における前二項の規定の適用については、第二項及び前項中「都道府県知事を経由して、厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第三項中「実費を勘査して別に政令で定める額の」とあるのは、「地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、条例で定めるところにより。」とする。

## (製造業の許可証の返納)

第一条の四の五 医薬品等の製造業者は、法第七十五条第一項の規定による医薬品等の製造業の許可の取消処分を受けたとき、又はその業務を廃止したときは、直ちにその製造所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に医薬品等の製造業の許可証を返納しなければならない。

2 第十五条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事を経由して、厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

## (製造業の許可台帳)

第一条の四の六 厚生大臣は、法第十二条第二項及び第六項の規定による承認に関する台帳を備え、厚生省令の定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 第十五条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が前項の承認を行うこととされている場合における同項の規定の適用については、同項中「厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第一条の五の二の次に次の二条を加える。

（外国製造承認取得者に関する変更の届出）

第一条の五の三 法第十九条の二の規定により承認を受けた者は、その氏名又は住所その他厚生省令により都道府県知事が医薬品等の製造業の許可を行うこととされている場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「都道府県知事を経由して、厚生大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、前項中「審査を勘査して別に政令で定める額の」とあるのは、「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、条例で定めるところにより」とす。